

会 議 録

会 議 名	平成 29 年度第 5 回東浦町景観まちづくり委員会	
開 催 日 時	平成 30 年 1 月 18 日 (木) 午後 2 時から午後 4 時まで	
開 催 場 所	東浦町役場 本庁舎 3 階 合同委員会室	
出 席 者	委 員	海道清信氏(委員長)、久米弘氏(副委員長)、 出村嘉史氏、成田盛雄氏、梶川幸夫氏、久米義金氏、 万木和広氏、青山佳子氏
	事務局	神谷町長、井上建設部次長、小井手建設部技監 棚瀬都市計画課長、久野主査、村中技師 (株)国際開発コンサルタンツ 森下
議 題 (公開又は非公開の別)	これからの共感プロジェクトをどうするか？(公開) 明德寺川周辺重点区域候補地区の方針及び範囲について(公開)	
傍聴者の数	0名	
議 論 内 容 (概 要)	議題の議論内容については、別紙のとおり	
備 考		

【これからの共感プロジェクトをどうするか？】

事務局：資料2「これからの共感プロジェクトをどうするか？グループワークについて」説明。

《グループワーク》

今後の共感プロジェクトについて検討。

下記に内容のまとめ・要約のみ記載する。

共感プロジェクトアイデア

◎公園

- ・用途別公園
- ・公園の使い道ワークショップ
- ・カラーのある公園づくり

◎空き家

- ・空き地を駐車場
- ・空き家使い道を探ろうワークショップ
- ・空き家空き地調査 緒川と生路
- ・空き家活用民泊借家
- ・民泊やっちゃえワークショップ
- ・駐車場を使ってイベント屋台
- ・駐車場まとめてマネジメント
- ・イベントと食の融合
- ・空き家の空き駐車場利用

意見：空き家=物置場ではなくすることが大切。

◎マップ作り宝探し

- ・景観マップ作成
- ・景観スポットで宝探し
- ・学生街歩き散歩ルートオープンガーデン
- ・スタンプラリー

◎建物関連

- ・黒壁ペイントプロジェクト緒川と生路
- ・井戸プロジェクト

◎お寺

- ・お寺でコンサート
- ・観音寺を救済しよう
- ・お寺避難所にする

◎講座

- ・景観講座
- ・地元景観を住民による学生へのレクチャー

◎花植物

- ・マリーゴールドを植栽
- ・水仙を植える
- ・不要木ぶどう柵を作るワークショップ

◎近所付き合い

- ・フラッグイベント近所付き合い向こう三軒両隣の付き合い

◎食

- ・酒まつり造り酒屋の蔵開き+弘法堂探検
- ・ミドリガメと鯉料理祭り
- ・マイクロワイナリーと農家レストラン

◎イベント

- ・藤江の旅館に泊まろう
- ・於大まつり
- ・ロゲイニング フォトロゲイニング
- ・於大公園竹灯籠
- ・街並みデザインコンクール
- ・女子寮で女工さん体験一泊ツアー
- ・渡船場から眺める東浦

◎絵画コンクール

- ・絵を書いた人が絵の内容について、スピーチをして絵の良さを語ってもらう。
- ・絵と写真を両方応募対象とする。
- ・絵より写真の方が応募の増加が見込める。
- ・審査員人数を増やして公開審査をする。

【**明德寺川周辺重点区域候補地区の概略現況調査、方針及び範囲について**】

事務局：資料3「明德寺川周辺重点区域候補地区の方針及び範囲」について説明。

委員：P12のデザインルールの共通項目で、「デザインルールに記していない」という文言を強調しなくてよい。

委員：P12のデザインルールについて、現在の景観計画に記載のある、行為の制限に関する事項の項目と違うので、統一させた方がよい。

委員：斜面樹林地ゾーン北と斜面樹林地ゾーン南2は、現状の景観がほとんど変わらない地域であるが、なぜ、斜面樹林地北ゾーンは、「2階建て以内を基本とします。」と定められているのか。

コンサル：斜面樹林地ゾーン南2は、市街化区域で地区計画が一部かかる地域であり、中には3階建てもある。

委員：10mだとすると、3階建てと思う人が多いので、そこに「2階建て以内を基本とする」という言葉を入れると厳しい規制になる。

事務局：10mを2階建てと規制する部分についての根拠が少ないので10m以下という基準で考えていきたい。

- 委員：高さに関係するところで、屋根の形状で考えると、陸屋根と勾配屋根で見え方が変わるのではないか。
- コンサル：陸屋根より勾配屋根の方が山なみに合うと思うが、屋根についての項目を設けておらず、今は記載していない。
- 委員：勾配屋根より陸屋根の方が視界を塞がれてしまう。
- 委員長：今まで屋根の形状については、議論されていないので記載できない。
- 委員：議論の対象になり得る。
- 委員：明德寺川付近の農地に建物が建つことがほとんど考え難いが、あえて建物を建てるので2階建以上にするのであれば、特別な配慮をしてほしいという論理がある。
- 委員長：明德寺川周辺でどのような建物があり、建築できるのか。
- 委員：農業用倉庫と温室は、現在もある。
- 委員：その場所に建物が建ったら景観が悪くなる。
- 事務局：農業用施設や温室は、制度的に建築が可能である。
- 委員長：「周辺の自然環境と調和した形態意匠となるように努めてください。」と記載があるが、具体的に内容を記載しないと伝わらない。
- 委員：あとは、明度の話が重要。議論しなくて決まると問題になるので、しっかり議論するべき。
- 委員：今だと無彩色も明度が8以下と定めているので考えるべき。
- 委員長：ルールの特典項目に「農業用施設、農業用資材の素材について、積極的に活用するようにしていきたい」と記載があるが、ぶどう畑の重点区域ではしっかり検討が必要。
- 委員：農業用施設及び農業用資材については、景観法で適用しない規制がされていたと思う。
- 事務局：景観法施行令第8条に建築物等以外のものに関しては、届出の対象から除外する規定がされている。
- 委員：共通項目の農業用資材は、何を想定して記載があるのか。
- コンサル：ビニールシートや柵などを想定している。
- 委員：施行令の記載は、農業用施設と記載があり届出の対象としているのか。
- 事務局：農業用の建築物については、届出の対象となると記載がある。
- 委員長：デザインルールの特典の項目を「デザインルールに記していない」は、削除する。また、高さについては10m以下と記載していく。
- 委員：これは、今回決めなければならないのか。
- 事務局：あくまでも案を作成して、地元の説明することとなると、もう少し伝わりやすい内容で話をして、さらに、来年度検討したのちに都市計画審議会に諮ることが必要である。
- 委員：初めは、厳しめにルールを作成して、そこから地元の方と話し合いをすべきではないか。

- 委員 長：厳しめにルールを検討していく。2階建て以内という点と農業用施設を今後検討して行く。
地元説明会の資料を作り委員会で検討していく。
- 委員：開発行為の景観の届出対象としては、大規模行為だと市街化区域でも調整区域でも500㎡以上という基準設けて運用しているが、他の市を参照すると、重点区域だと開発許可を受けるすべての区域と規定されているのでそこを参考に届出対象の基準を検討していくべき。
- 委員 長：景観のルールであるので、市街化区域でも市街化調整区域でも一緒の基準で考えるという観点もある。都市計画のルールとは、切り離して考えてもよいのでは。
- 委員：他市町では、工作物の高さ2mを超える場合に届出対象行為としている。
- 委員：重点区域の届出対象行為は、すべてだと認識している。
500㎡だと大きすぎる。
- 委員：最終的には、景観形成基準を景観計画に記載していくのか。
- 事務局：景観計画とガイドブックに記載していく。
- 委員 長：重点区域だけ別冊にして冊子を作成してもいいと思う。
- 委員 長：以上で本日の議事を終了とする。
次回は、この点を踏まえて、再度検討することとする。
- 委員：了承。